

その場合に地方財政法の十三條を適用いたしまして、財源措置に対する地方公共團体の不服を、國会に提出し得るかどうかという問題をお尋ねしているのです。

○荻田政府委員 水防法と関係いたしまして、どの経費かということによりまして、法律案の書き方上差はあると思ひますけれども、この十三條の二項によりまして、國会に意見書を提出し得る権利があるものと考えております。

○谷口委員 私は地方税法の一部改正の法律案についての質問の一部をやりたいと思うのですが、まず今度の改正で徵稅機構に相当思い切った改正をなされておる。國政の場合とまったく同じ権限を、地方團体の財務更貟に與えられておる。こういうことにつては、私も山の中に住んでいた一人でありますのでよく存じておるのであります。が、特に邊鄙な町村におきましては、地方稅を集める方も出す側も、從來非常に親しい。つまり隣り同士で知り合つてゐるというような關係で、徵稅がなされずおりまして、場所によつては、たとえば住民稅の振割りが役場できまつた場合には、隣りの家が五百圓を立てるといふような状態で、大体住民が納稅をやつて來たと思うのであります。つまり國の稅金の場合と違つて、地方稅の場合は、要約いたしますと、非常に親しみの中で、当然負担すべきものを負担するという、そういううる

て來たのでありますて、國の稅金を取る場合と違つた状態があつたと思うのです。それが今度の場合全然國の稅金の場合と同様に、徵稅吏員に対して大幅な権限を與えて、差押えあるいは競賣。その他非常に嚴重な取締り規則と申しますか、そういうものをこしらえて権限を與えて取るという方針にかえられたわけであります。この点について、なぜそちうふうにしなければならなくなつたかという点をまずお聞きしたいと思います。

○本村國務大臣 今回徵稅の方法を強化いたしましたことは、別に法規を全面的に使用させて、これによつてどこまでもやろうといふような建前で強化したのではありません。最後まことに好ましくないことでありますけれども、非常に負担が重くなり、納稅の額もふえまして、納稅の集まり方が非常に円滑でない關係から、やむを得ずこういう法令を設けたにすぎません。

○谷口委員 お答えは私もその実情を認めるものであります。これは多分財政委員会の方から出された資料だと思いますが、地方稅の徵稅実績調という表を私の方はいただいております。これを見ましても、昭和二十三年度住民稅の徵收のところは、十二月三十一日現在でわざかに四五%，特別所得稅に至りましては二九%，鉱產稅は五〇%，不動產取得稅は四七%，つまりいずれも半分以下の徵收しかなされていないわけでありまして、もちろんこれは納稅時期との他の關係もありまして、年末に至つてもつと徵收されていると思ひますが、しかし大体におきまして他の稅目との振合いでみますと、非常に

ります。これは今木村さんのおつしやる通りに、私どもその実情はそうだと思うのであります。政府の御見解ではこういう実情であるからやむを得ず強硬手段をとる。そうしてこれを徵収するという方向へ行く以外になからうといふ御見解のようであります。が、私どもはこの事実の中から、また適なものを、政府とまったく見解を異にして、その実情を発見せざるを得ないのであります。と申しますのは、先ほど申しましたように、少くとも今日までは、國民の考え方として、税金を出さなかつたり、滞納したり、あるいは差押えを受けたりすることは、國民の恥としたようなわけでありまして、こういうことはいづれの場合にもやりたくないのは國民の考え方であります。ところが最近は、この資料に表われた通りに、滞納者が非常に多くなり、税金の徵収の成績が非常に悪い、といふこの実情の中には、もはや体面だとか、恥だとかいうようなことを考えていられぬほど、それはどう税金が重くなつて、國民の負担力から考えますと、とても出し切れない、そういう状態に國民が追いつかれていると、いふことを物語るものではないかと私は思うのであります。この表の中でも、地租、家屋税あるいは入場税というようなものは、割合集まりの率がいいようであります。この事実の中に、私どもは、もうとても税負担に耐え切れないような状態に國民が追い込まれている。こういうことの事実の中に、私どもは、もうして徵収率が悪いからといって彈圧

するにすれば、その結果は一体どういうふうになるか。御承知の通り、税金が拂えないで首をくくつたという人間が、最近の新聞紙上ではほとんど毎日のように出ております。これもやはりこの委員会で私申しましたように、そのため徴税吏員が納税者に対して同情のあまり、責任を感じて首をくくつたという事実が京都に起つてゐる。それほど国民全体が税負担にとてもやり切れないといふところまで迫り込まれているそのときに、非常な権力を徴税吏員に與えて、差押えその他等々の高压手段でこれを取立てるという方針で國がやられたとすれば、その間両者の間にどういうことが起るか。そのことについて、私どもは非常な恐ろしい結果を考えざるを得ないであります。これに対しても政府の方ではどういうふうを考えを持つておられるか。もし持つておられるとすれば、それをお聞かせ願いたい。

れぬというやむを得ざることであり、一方滞納者が出来ますると、この滞納者のために全般の地方自治の運営を阻害するというようなことも起つて参りますので、今回ははつきり國税徴収の例にならいまして、最後には、こういう法規の手段があるということを明示いたしておきたいと思ひまして、地方財政委員会の決議によりまして、こういう案を提案いたしたような次第であります。

いろいろ書いておきたいと思います。ここではあらゆるものが差押さえできるということになるわけでありまして、こういう状態において、もし金がなかつたりその他に物件がないとすれば、商業用の商品や設備まで差押さえするということが、四十五條の以下ずっと差押さえに関する條項の中に書いてある。つまり税金といふものは、それも商業なり、勤労なりをやつていて、それによつて國民が生活して行つて、その生活の余力が税金になつたらいいと私ども考えておるのであります。今日ではもう生活費の中に食い込んでおり、さらに今まで蓄積した個人的なわゆる私有財産、衣類とか、道具とか、あるいは書画骨董とか、さらに資本として現に営業中の蓄積されたもの、つまり商賈道具に至るまで差押さえする。それを政府が予想せざるを得ないほどずつと追ひ詰められておるのであります。たといこういう法律をこしらえられたところで、それはあつてもなくとも、國民の側の経済状態がこれほど追い詰められておるとすれば、勢い國が現在やつておる通りに強奪する、皆が國をどうぼうだと言つておりますが、食えなくともつて行くので、非常に憎悪をこめて、國のやり方を強盗的なやり方だと國民大衆は言つておりますが、そういうことを地方團体でもやるとすれば、これはもう國民の方は立つ瀬がなくなつて來ると思う。せめて地方團体の中だけでもこういふひどいところに追ひ詰めないでおくことが私どもはいいと思うのですが、それをやつていらっしゃる。ところが今申しましたように、ただ自覺があるかないという問題では片づかぬ問題だから、當

然この法律を施行されるとすれば、恐ろしいことが起つて来るだろうといふに私はもは想像せざるを得ないのあります。この点について政府はどういうお見通しを持つていらつしやるか。もし、たとえば税金を納められぬといつてみなが首をくくるとか、あるいは大衆的に政府に對して反対運動を起す場合には、これをひつくつてしまふほど強い考え方を持ちかどりか、またそれに対してもうするつもりかという点を聞いておきたいのです。

に詳しく述べたのは事実だらうと思ひます。しかし以前におきましたは、こういう滞納に対する取締り、もしくは徴収の方法についての規定といふものは、繰り返すようありますけれども、これは納税ということについて、非常に義務觀念のない人間であるとか、また特殊な人間が滞納をするという状態に対する一つの取締りであります。今日のように國民全体が滞納をせざるを得ないような状態に追込まれているという社会的実情とは、まったく違うということ。以前におきましたは、納税することは、納税の可能範囲であつたのが事実であります。従つて納税を怠つたり、あるいは滞納したりする人は、これは特別な人間であります。たくさんの方千万の中の特別な人間、これに対してもは犯罪的な考え方で國家が強制手段をとることはない当然です。徴兵で言えば、徴兵を拒否するような人がおるとすれば、これを対して取締るのは当然であります。しかし今日においては、もう納税をするかしないか、滞納するかしないかといふ事情はもはや特殊なものではなく、税金が重いといふことから、國民全体がもう耐え切れなくなつて、いるといふ実情に置かれている。この時代の相違を、やはり私どもは認識することから政治を行わなければならぬ。國民全体が、一般的に國及び地方團体の課する税金、いわゆる公租公課といふものが、生活を破壊するといふところまで來っている以上は、税金についていさこざの起るのはあたりまえであります。これに徴削的で税金を課するといふ考え方を持つてることは、國民に

対し政府が混乱の大きな種をもつてゐるものだと言わなければならぬと思います。私はこの点が問題になると思います。この点は政府と考え方方が違います。そのために鶴貝國務大臣の御出席を願つたわけですが、こういふふうに國民一般が租税能力がなくて税金がかかつてゐるときに、高压手段で差押え、そして取立てて公費をする。それによつて税金を取り入れる。こういふふうに権力を行使して、強制的に取立て、文句を言つたら刑務所に放り込む。こういき麗度でもつてやられるならば、現在税金に耐え切れなくなつてゐる実情でありますから、当然國民側で税金のいろいろな点で不正があつたり、不均衡があつたり、あるいは納得の行かない場合には、税務署なり、あるいは地方團体へこの訂正方を頼む運動を起すだらうと思います。早い話が民主商工会というようなものがありまして、どう考へても不當にかかつて來た税金の割合が多い。全体を見ますと、どうも不當である。同じ立場に立つてゐる場合に、今までの経験から申しますと、人々非常に多いといふふうに考へられる場合には、やはり地方團体に対しても訂正方を申し出ることになる。その場合に、今までの経験から申しますが、そういう運動に対しても、これを反税運動あるいは納稅防衛運動といふふうに政府は理解されるかどうか、お伺いしておきたいと思います。

これについて緩和をはからう。少くとも内部における公平を保とうと考えてゐるわけであります。今日の税が非常に重いがために、先ほどお話をとく、今まで無関心であったものがこれに対する非常に異論をとなえ出したということは、事実あることを認めておられます。従つておそらくは今年度末、来年早々でありますようけれども、日本この財政の苦しみも緩和して來るであろうという見込みをただいま持つてゐる。上うなわけで、それまでは日本として、民族として苦しまなければならぬ。われの自力をもつて立て行かなければならぬといふことの必要から、相当なトラブルも起るであろうといふことも考えておりますけれども、少くとも、現在租税について、外から見たならば、人爲的に納税を拒否するのではなくらうか。少くともその一部については拒否するということを考えられるような方法において活動している部面が相当あるのであります。納税が苦しいということのまじめな叫びのはがに、そういうことを利用しようという腹があるのでないかということが想像されますので、その方面だけは禁止して、ほんとうに苦しいならば苦しいと叫んでもらいたい。どこが苦しいかということを明らかにしでもらいたいというような考え方をもつて進みましたので、ひとり地方税のみならず、國税に対しても同様な考え方をもつて進んでいるわけであります。しかし考えてそれを強力に訴えて來られれば、こちらとしてもやむを得ず、司

146

に相なつておるか。また案がなければ

今後國会を中心として立案する御方針

であるか。そうしたような点につきま

して、御構想のほどを承りたいと思ひ

ます。

○本村國務大臣 千葉さんの御質問ま

ことに時宜に即する御質問と考えまし

て、私どもも誠意をもつて御答弁申し

上ります。シャウブ博士一行が、この

ほど四、五日前に來朝になりまして、

翌日すなわち一昨日向うの方から会い

たいということで、ちょうどどちらも

希望いたしておりました際でありまし

て、喜んで面会に参りました。その参

りました顔ぶれは、税制に關係のあり、

希望いたしておりました際でありまし

て、喜んで面会に参りました。その参

りました顔ぶれは、税制に關係のあり、

希望いたおりました際でありまし

て、喜んで面会に参りました。その参

りました顔ぶれは、税制に關係のあり、

希望いたおりました際でありまし

て、喜んで面会に参りました。その参

りました顔ぶれは、税制に關係のあり、

希望いたおりました際でありまし

た。その極端なる中央集權の結果か、

この恐るべき冷感なる戰敗を招いたの

であります。それが御指導によつて、

新憲法によつて地方自治が確立され

て、そして昨年の四月において地方自

治のために、地方稅法なり、地方財政

法が確立して法文となつておりますけ

れども、その運用についてまだく

非常な欠陥があるのであります。中央

集權という弊が、はつきり申し上げる

とどうもまだ拂拭しきれないような狀

態でありますから、どうぞその辺に深

き留意をせられまして、日本の稅法の

改正に対する根本的理念をそこにおい

て、地方稅法を勘案して、しかるべき

御試案をつくつていただきたい。大体

そういう意味のことをその機会に申し

上げた。

なおこれは今日そういうことを申し

上げる場合ではなかつたと想し召すか

もれませんが、しかしアーヴィング

インプレッショントして、私としては

申し上げずにおられない立場に立つて

おります。地方財政のことについては

私は非常に心配しておりますので申し

上げるような次第であります。こうい

うことを陳述いたしましたところが、

一行全部一緒でありますたが、深くう

なすいで、日本の地方財政ということ

は多少は調べて來ておるが、これから

だん／＼あなたの方の御提示になる材料

を基礎にしてよく調査をいたしましたよ

う。そして今後はみずから地方の公共

團体をまわつて調査をいたしましたよ

う。そして今後はみずから地方の公共

團体をまわつて調査をいたしましたよ

う。そして今後はみずから地方の公共

團体をまわつて調査をいたしましたよ

たものがございますが、多少訂正した

箇所もありますから、これをここで一

申し上げますとともに、まだ向う

へ提出しております。きょう午後四

時までに向うへ出しますので、もし申し上

げることを御希望でありますならば、

次の委員会にひとつ譲りますことをお

許願したい。

○千葉委員 ただいま大臣の答弁を承

りまして、今回御提案の法案につきま

して、事務當局におきましたのも、當

委員会におきましたも意見の相違があ

りますが、これまたおきましたから、どうぞそりう

うな資料につきましては、休会中と

いえども当委員会になるべくおはかり

を願いまして、地方行政の中核になつ

りますと、國稅よりも一步先んすると、

日をさらに繰上げまして、あるいは五

月の一日にするというようなことにし

ますと、國稅よりも一步先んすると、

國稅に穴があく。國稅に穴があきまし

て初めて世論となつて来ると思うので

あります。この徵稅期日のことを御

研究くださいました結果は、地方財政

に対しても非常にゆとりを與えるのでは

ありませんが、この徵稅期日のことを御

研究くださいました結果は、地方財政

に對して非常にゆとりを與えるのでは

ありませんが、この徵稅期日のことを御

研究くださいました結果は、地方財政

に對して非常にゆとりを與えるのでは

ありませんが、この徵稅期日のことを御

研究くださいました結果は、地方財政

に對して非常にゆとりを與えるのでは

は家屋稅、あるいは住民稅を増徴しな

くとも、その穴を埋めることが目下の

急務ではないかと思えるのであります

。そこでその穴を埋めんとするなら

ば、むしろ徵收期日を、國稅の徵收期

なつておりますが、この八月の徵收期

問題であります。これによります

と、地方住民稅の課稅が八月の一日に

なつておりますが、この八月の徵收期

日よりも一步先にすることがます先決

問題であります。これによります

であります。これらは問題をどうして

今回御提案にならなかつたのか。なら

なかつたとすれば、あるいは今後そ

ういうことを、臨時議会にでも

する御意思があるのであるか、そり

うことについて承りたいと思います。

○本村國務大臣 これからシャウブ博士に提出するような具体案の原案と申

しますが、原稿についても、当委員会

に話つて慎重な審議の上でやつてはど

うかという御意見であります。まこと

にそはかりたいのであります。こ

の案は実は開議に話つてその上で提出

するという段取りにもいたしかねてお

ります。そういう手続を経ますと、衆議院にこれを持ち出しますと、衆議院にこれが成案になりますんで、ただ採

択するか、せぬか、取上げるか、取上

げぬか、ということは、向うの意思であ

りますから、これを財政委員会にかけま

して、財政委員会の、いわゆる委員長

の意見として提出しようと思つており

ますから、これを開議にかけ、また当

委員会にかけますといふことは、これ

は公式なことになりますて、場合によ

ると、開議によるものであると、抜き

委員会にかけますといふことは、これ

なりませんので、地方税だけを先に徵收して、國税の方でまた壁の穴を開けようともいかがと思いまして、よくにらみ合せて、納稅の期間を互い違いのようこしらえて、今度の税法

を提出しておるつもりであります。なおこの上とも検討いたしまして、考えてみたいと思つております。それから財政法の十一條と十二條につきましては、少し込み入つておりますから政府委員をして御答弁させます。

がございました通りに、シャウブ博士が来られて、國稅、地方稅の全般にわかつての体系を整え、國民負担の公正を期するということが、目前に控えておる今日、そういうものに手を触れるといふことが、そのシャウブ博士の日本に対する勸告を持つ時間がないほど緊急であるかどうかというお尋ねをしたのでありまするが、これに對しては、すでに府縣市町村は予算編成の都合もあつて、何とかつじつまを合せるという意味において待てないといふ御説明

して地方に対し相当の負担を與えておる今日、それを補うために税金の徵収について強行をはかるのだ。あるいは罰則を強化し、あるいは市町村、府県吏員等に対する強制処分権を認めるという上うなことは、非常な誤解を招く問題ではないかと存するのであります。また特徴者税の制度を新たに設けられたのでありますから、この問題につきましても、しかし簡単に実施できるかどうかということにつきましても、わんぱくとして大いに期待しなけれ

いうお話をありましたか。そうすると、一方では予算を編成しなければならぬ関係からしまして、実際町村なり地方団体等の当事者の立場から見ますと、それまでこの滞納のたくさんあるのを、税法の改正をやらないで、放置していくことはどうい許されないことではないか、シャウブ博士がかりに討案ができまして、それが法律となりまするには、臨時議会を経なければなりません。政府の都合で八月にでもありますれば開かれるのを希望しておりますが、それが開かれるのを希望しておりますが、

に、税務官吏の手で、國稅徵收と同じ
よろな方法でやりませんと、納稅の完
納がむずかしいわけでありまして、こ
れはむりにやらうというのではなく、
こういう權能を町村吏員にも持たせて
おくということは、強い義務觀念を一
般に植えつけておきたいという趣旨か
らでありますて、いつも申し上げてお
りますが、これは傳家の宝刀であります
して、ことごとく下級町村にまでこう
いう大きなことをどん／＼やつて行こ

つきましては、仰せの通りでございまして、この法律に書いてあります通りに実行できれば問題はないのですが、するけれども、いろいろ國庫予算の編成等の関係から、この法律通りの金額は盛つてない、従つて地方に対しても負担させることのできない費用まで負担するということが行われますのは、非常に遺憾なことと思つておるのでありまして、こういう関係の経費については、一應やはりこれも地方財政法にありますように、財政委員会の意

がありまして、一應この点は了解したのであります。しかしながら第二の問題であるところの税収入の確保及び租税徵收権の強化をはかるための所要の改正でありまするが、この点は荻田政府委員の説明では、ちよつとまだ満足できない点を感じまする。と申しますのは、もちろん國稅についても、地方稅についても税の徵收の確保をはかることは、九原則にはつきり明示してある通りでありますから、今日このまま放置するわけに参らないこ

ばならない問題であるうと思うのであります。要するに滞納処分以下罰則の強化、徴稅方法の確立のためのいろんな手段をとられようとする誠意、またとらなければならぬということは、われくへは十分その意味はわかるのでありますけれども、それはシャウブ博士の奨めを待つことのできないほど緊要、差迫つたものであるかどうかといふことについて、國務大臣の御所見をお伺いいたしたいと存するのであります。

れども、政治上の都合のため、いろいろな事情から九月にでも延びるといふことがありますと、また場合によつてはもう少しでも延びるようなことがありますと、非常に遅れて参りますので、当事者としてはそう延ばせない、龍野委員の御説のように、延ばせるものなら完璧な、りっぱにでき上つたものの実施した方がよかるうと思ひます。そういう事情で延ばせないので、ここに提出したような事情であります。

うというような意見でも何でもない。それは当該団体の執行者である長がよほど加減のできる問題ではないかと考えます。これもやはり九原則の線に沿いまして徵稅といふことが強化されまして、一方では会期もほとんど満了せんとする切迫した今日において、メモランダムが来て——これは私の所管のことではありませんが、大蔵省議いたしましたが、どうしても九原則の外局として國稅廳といふのを置くこと——ということで、これもよほど慎重に審議いたしましたが、どうしても九原則

見を、原案を作成する前に聞かなければならぬことなつておりますが、そなば機会を遺しまして、われこそいたしましては法律通りのことが実行できることに努力いたしたいと考えております。

とは實言をさせたないところであります。しかしながらこれをどういう方向に改正していくかということにつきましては、シャウブ博士の重要な使命ではないかと存ずるのであります。從いましてこの地方税の強化ということ

○本村國務大臣 政府委員の方でどう
いう御答弁を申し上げましたか、昨日
私はほかへ参りまして、出席しておら
ませんので、承知しておりませんが、
シャウブ博士の成案ができるのは、お
そらく七月ごろでなければ、大体の目

またこの罰則を強くしたということは、私どもの考え方から見ますと、そこにはいいん強化したつもりではございません。先ほども谷口君ですかの質問でございましたが、答弁をいたして置きました。

「川西委員長代理退席、委員長着席」

につきましては、上ほど慎重にやらなければならぬ問題でなからうかと存ずるのであります。私は地方税の問題につきましては、現行法でとにかく一應やつて、シャウブ博士の勧告によつて、あらためて具体的な強化をはかるという時期を待つても遅くはない氣がするのであります。ことに地方配付税が思う通りに増額もならなくて、そり

安——それもはつきりできるかどうか
わかりませんから、目安が立たない。
税法については見通しがつかぬと思
います。場合によれば、もう少し遅れる
のではないかと見られております。大
体滞在期間も四箇月という限定期限せられ
た期間であつて、全般的の税法を見るの
であるから、非常に多忙である。一生
懸命で晝夜でもやる考え方である。こ

徴税ということが明記してあります。何とか具体的にこれを現わさと、どうも立場上國も地方も困るわであります。現行法では、ただ地方で滞納の処分は國稅滞納の処分の例になるとだけ書いてあります。それを今この要請に基きまして、具体的に項目を上げて列記したにすぎない今までであります。また一方町村吏員に権能を

ぬ、國会に提出しなければならぬ。そういう事情でありますて、徵稅といふことについてでは非常に強い要請があります。その要請に基き、その趣旨によりましてこういう法令をつくつた次第でありまして、その点はどうぞ御了解を願いたいと思います。

○龍野委員　ただいまの御答弁によりまして大体了解いたしたのであります

はなしで今やらなければならぬ緊
なものであるかどうかといふこと
——先ほど木村國務大臣からもお話

という弊を特二でも過ぐはない気がするのであります。ことに地方配付税が思う通りに増額もならなくて、そり

た期間がなくて、至誠の精神を見出
であるから、非常に多忙である。一生
懸命で晝夜でもやる考え方である。こう

この要請に基きまして、具体的に手を上げて列記したにすぎないまでであります。また一方町村更負に権能を

お持を願いたいと思います。
○鶴野委員　ただいまの御答弁によりまして大体了解いたしました

が、ただ先ほど千葉委員からお話をうけた通りに、國稅についてはドッジ氏からおほめの言葉をもらうほどではない。大体自分の考えでは二割ぐらいはそれないのでないかと千葉委員もおつしやつたのであります。が、その大きな原因としては、納稅技術の問題もありましようが、しかしながら何と申しましても自治体に残された税目といらものが、ほとんどあざり盡さなければわからぬ税目が多い。しかも國稅の方はとりやすい税金が多いといふことにも大きな原因があるのであるが、どうやらか。今後の自治体の育成という面から見ますれば、地方にとりやすい財源を與えるといふのが、非常に大きな問題ではなかろうか。かくしてこそ自治体の健全なる發達を見るであろうと私は信じております。従つて配付税法のことき問題も、同時にこれは考えなければならない問題であると存するのであります。従つてこういふようなりにくい税金のみを残されておる自治体の財源について、非常な強制権を用いるといふことはわれ／＼に與えられた至し命命でありますから、これに對してとかくの批判をするわけではありませんが、國稅と地方稅の場合にはよほど性質が違う。殊に市町村等における税金といふものは、強制権を用いるということになり、これに對して罰則を付加するということになりますれば、はたして自治の円滑なる運営ができるかということについて、非常な

問題を残すというふうに私は考えるの
でありますし、その意味からしまして
も、この税徵收方法の今後の改正のご
ときは、大きな立場から見て、日本の
國としてやむを得ない。税全般に対し
て必然的に生まれて来る方向であると
いうような点について、市町村民に納
得できる時間がほしいと思うであります
。ただいま大臣の答弁によりまし
て、緊急やむを得ない点は私もよく了
承いたしましたが、しかしながらこれ
が実施についてはよほど考慮を拂わな
ければ、市町村民の反撥を招きはせぬ
かという点を憂うるのであります。こ
とに先ほど千葉委員からお話のありま
した今後の地方税に対するかかる考
えを持つておられるかということにつ
きまして、私は地方自治をめぐる問
題は、これは地方にとりやすい税金を
與える、それ一つしかないということ
を大臣は御考慮の上、今後その方面に
御努力あらんことを希望いたしておき
ます。

いと思います。こういふことを私が聞きますのは、傳聞聞きますと、果実税の十億が適當ではないという結論が出たので、その十億を得ることのために、住民税を上げたのだ、そして大体八億ぐらいのものをここから生み出そうというお考えのように承つておるので、ですが、そういうことが事実であるかどうかを承つておきたい。

○本村國務大臣　お説の通り、最初は果実取引税というものを設けたいといふ希望で、その決意を持つております。たが、これは閣議において取引税と非常に混同するおそれがあるという議論が出て、ほとんど全員の不賛成でこれを撤回いたしました。成立する見込みがなかつたから撤回いたしました。それが十億円の予定であります。それをどこかで埋め合せなければならぬということは、非常に苦慮しました結果が、住民税を五十円原案よりも上げて一千四百五十円、五十円上げますと、七億五千万円ばかりであります。そのあととの二億五千万円は、何とか計数の見積りのしかたで補填するということで五十円を上げました。住民税を上げますことは、まことに不愉快なことでやむを得ぬことでありますけれども、物價の指數と賃金ベースなどから推定して参りますと、賃金ベースの三千七百円から六千三百七円になつた率から見ますと、九百円が千四百五十円になつても、物價の指數の関係から、そうむりなことではなからうといふことで、これを五十円だけ上げたという結果になつたのでござります。

域に限られておりまして、それを業とする人の負担になり、さらにそれが轉嫁されて消費者の負担となるということは言えると思いますが、しかし住民税の場合は、全國にわたつて独立の生計を営む者全部にかかるて来る人頭税であります。しかもこの徵稅の從來の成績を見ますすると、大体五十分一セント程度しか徵收ができるないということが統計の上に現われて來ております。これは多くの浮動性を持つております。今日のごとき状態では居所が確定していないといふか、非常に移りかわりが多いというところから、非常に比較的徵收のしにくいものにかけるということ、もう一つは根本の問題であります。片方の果実税がとりにくくいう議論が成立つから、それならただちにこれを住民税にかけたらいじやれは考へる。稅自體が人頭稅であるだけによくない稅金であり、さらには比較的徵收のしにくいものにかけるといふかというよなことは、私はきわめて不定見なもの考え方だと思います。およそ稅金は租稅能力に應じてかけられなければ、その効果は上りません。租稅能力を最初住民税として千四百円を見積つたものが、果実稅がそれなくなつたからこれを住民税に轉嫁して行こうということになつたら、一体住民の租稅力を中心にして稅を定めらるべきであるのか、科目を基準にして稅金を定められておるのか、單につじまを合すというだけでこの改正法案をお出しになつたのか、私は非常に疑いを持つのです。大臣にその辺のお答えを願いたい。

上に五十円くらい上げましても、さつきも申しますように、まことに過擧ではありません。そのくらいの担税力はある、と見ての千四百円であります。それ以上に強化ということは、当然これは國稅と歩調をそろえなければならないと思いますけれども、どこまでも地方自治体に一切をまかして、地方自治体の独自の條例でこれを施行された方がよろしいかと思います。何事も、法令の些細なことまでもみんな中央できめなければならぬということは、自治の発展を阻害すると思います。それから今日地方公共團体の、最も財政的に苦しんでおるのは、人件費があまりかさみすぎて、しかしてこの人件費の増額に対し能率が低下しておる。これはなぜであるかといえば、あまりにも中央の資金ベースに、各地方の小規模な團体においてもみんな右へならえしておる。こういうことが非常に影響しておる。そこで地方はおの／＼特異性を持つておる、いわゆる生活條件が中央とはみんな違つておる。こういう立場から考えてみますと、どうしても地方は給料の点においても、あるいはその他待遇の点においても、おの／＼地方の事情にまかしておつた方がいいと思うのであります。しかるにどうもみなこれが中央へならう。もつとも今日のような生活の物品が統制されておる立場から、ある程度中央にならわなければならぬのももちろんでありますけれども、戦争以前のようないくつかの自由な時代においては、地方の辺鄙な所と中央の都會とは、俸給においても、待遇においても

も、きわめて大きな隔たりがあった。

こういふことはやはり自然に今後直して行かなければならぬと思う。そこで政府は給料、待遇の点において、地方公共團体の規模において、一定の標準というものを認められているか、たゞ人口の比率において、地方自治体の職員は何人であるとか、あるいはどういう待遇をしておるかというような標準が、何かこれに認められているか、この点ひとつお聞きいたしたいのですがあります。ただ漠然と苦しい／＼と言つて、苦しいなりに中央と同じような立場に置いて、ただ住民から取立てることのみ考へないで、まず支出を切り詰める。これについて何か資料があるかないか、これをひとつお伺いました。○荻田政府委員 人事費の増嵩の問題につきましては、おつしやつた通りだと思ひます。一つには人員の問題であります。これにつきましては、先般來から政府で考へております。國の官吏と同じようにならつて、地方團体に対しても行政整理をやつていただき。それから給與の問題につきましては、政府で國家公務員につきましておりまする例に準じてやつていただき、このよろな方針をとつております。そこで政府から、これを地方團体に強制的に押しつけた方がいいかどうかといふことは、いろいろ議論のあるところであります。大体現在では両者の中間くらいのところを考えまして、一定の基準を示して、これをもつて地方ではやつていただきたい。強制的にこれでやらなければいけないといふことは自治でなくなりますし、そりがといつて、このような時代におきま

して、全然地方の自由にまかせまして

は、お互に地方團体相互にいろいろと牽制し合つて、乱脈になるおそれも

ありますので、両者の中間のよろな氣持でいたしておるような次第であります。

○大泉委員 各地地方公共團体において、今日の能率の低下はいろいろな事

情もありますするけれども、一にかかつて中央の労働基準法、この労働基準法がきわめて小さな町村にまで適用さ

れておる。こういふことは、その町村におけるみずから國体においてみずから好んでこの仕事に携わる、いわゆる作業意欲、事務に対する意欲があつても、労働基準法によつて制約を受け

ておる。こういふことに対して、政府は何らかの緩和策を考へてやられていくかどうか、またそのお考へがあるか

どうかということをお聞きしたいので

す。それは地方の自治体に協力をしよ

う、あるいは自治体の経費を省かんが

ためにみずから躊躇せんとする者が、

この法規のためにきわめて制約を受け

る。これでは自治体の本領に適しない

と、こり思うのであります。きわめて

見当違ひのよろでありますけれども、

やはり経費の節減ということを考へて

みますると、どうしてもこの点まで中

央が心配してやらなければならぬじや

ないかと思います。

○木村國務大臣 労働基準法についての私の意見は、所管が違いますので申し上げたくても申し上げにくいのであります。ただあれは、最低生活の基準を示したものでありまして、地方公務員法としての取扱について、基準法を準用いたしておるものと思ひます。が、それ以上ごんべん願いたいと思

を通すことと希望するようあります

が、なお念のために、もう一度お伺

い申し上げておく次第であります。

○木村國務大臣 先ほども申し述べま

したごとく、徵稅ということについ

て、九原則に沿うて非常な要請を受け

まして、國の徵稅法も、地方の徵稅法

も、同一な方法をとらなければならぬ

といふような指示を受けております。

○門司委員 ただいまの御答弁でござりますが、大臣は撤回することが困難

は相当時間がかかり、どうもこつちの

かつてに撤回するというようなことは

やるわけに行かぬので、その点御了承

願います。

○門司委員 ただいまの御答弁でござ

りますが、大臣は撤回することが困難

は、御存じのように、財産その他を搜

うとすることは、非常に大きな問題だ

と思います。「家屋、倉庫等を捜索し、

又は銃をはずし、封を開きその他捜索

に必要な処分をすることができる。」と

いふことにかつておりますので、一切

これは明らかに、憲法に対する大きな抵触事項だと考えておりますが、この

役場に勤めておりまする徵稅吏員ま

でがこういう権限を持つといふこと

は、私は非常に大きな危険を感じます

うであります。それを具体的に、

ただそこに記したまでのことと思いま

す。憲法の基本的人権に対する疑惑

につきましては、これは相当われく

も疑惑を持ちましたが、いろ／＼推敲

いたしました結果、これは關係方面に

おいても大分やつたようじて、憲法

に、國の公益云々といふことがありますから、あれを適用して、基本人権に

支障なしというようじて決定しておるわ

けであります。まったくお説のごとく

率直に打明けて申し上げますと、まこ

とにこれは愉快でありません。けれど

もただいまのところ、これを撤回して

やるわけに行かぬので、その点御了承

願います。

○中島委員長代理退席 委員長着席

に相なりますするが、この三十五條は司

法処分であるという見解をとつてお

ります。法制局でもそういう見解をとつ

ておつたのですが、そういうことで考え

たた次第であります。

○中島委員長 本案に対する総括的

質問は大体これで終了いたしました。

明日逐條に入りたいと思いますが……

○立花委員 この問題についてま

だい、今委員長も発言されだし、門司君も発言があつて、非常に重要な問題

の問題、これもやはり憲法三十三條

三十五條に關係があるので、一度これ
な問題について、法務總裁がだれか、
法務關係の方を呼び出して、いただい
て、はつきりたしかめる必要があると
思います。

○中島委員長 法務總裁にあした出席
を求めます。もう総括的質問を許さぬ
というのではありませんが、あしたか
ら逐條に入りたいと思いますが、いか
がでしようか。——それではこの法案
に対する総括的質疑はこれで終了いた
します。

この際皆さんにお詫びいたします。
これで委員会は散会しておきまして、
古物營業取締法案に対する修正に対し
て懇談会を開きます。それで御異議あ
りませんか。』

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中島委員長 それでは委員会はこれ
で散会いたします

午後零時三十分散会

第一類第三号 地方行政委員会議錄 第二十一号 昭和二十四年五月十三日

昭和二十四年八月二日印刷

昭和二十四年八月三日發行

衆議院事務局

印 刷 者 印 刷 局